

『四分律』から『四分律行事鈔』へ — 『行事鈔』の仏典引用に関する諸問題—

戸次 顕彰*

はじめに

七世紀後半、南海を經由してインドへ行った義浄（635-713）は、その記録『南海寄帰内法伝』の中で、前代ないし当時の中国律学を随所に批判している。その中には、律蔵の引用・取り扱いなど、律蔵研究の方法をめぐる重要な指摘も存する。特に、中国の律僧たちによってこれまで著された戒律関係の著作が、諸部の律を併用していることによって難解・煩雑になっているとの批判¹は、義浄の視界に入っていた唐代の律僧・南山道宣（596-667）の『四分律行事鈔』（『四分律刪繁補闕行事鈔』、以下『行事鈔』と略す）の特徴を検討するうえで無視できないポイントである²。

『行事鈔』は、道宣の戒律関係著作における主著³であり、『四分律』という特定の部派所伝の律の名称を書名に冠しつつも、『四分律』のみに基づくのではなく、他の律（他の部派所伝の律）をも多用し、さらには經典や論書をも積極的に引用している。こうした特徴をもつ『行事鈔』の読解は極めて困難であり、先の義浄の指摘も実を的射たものである。しかしそうであれば、そうした道宣の仏典引用の意図や基準を明確にすることが、本書を読解する一つの有効な手段になると筆者は考えている。そこで本稿では、道宣の仏典引用の方針や意図に限定して『行事鈔』の特徴を考えていきたい。

この考察を始めるにあたって、『行事鈔』の仏典引用やその特徴に関係するこれまでの研究成果を示しておきたい。現時点における『行事鈔』の

*大谷大学文学部講師。

引用典籍に関する最大の成果は川口高風氏による研究⁴である。川口氏は、『行事鈔』における引用典籍を調査し、その典拠となる仏典の大正新脩大藏經の所在を示した。川口氏によれば、『行事鈔』には3477回の引用箇所があり、総計105種の典籍を引用していることが確認されている。これら以外にも、「僧史、僧録とか律師云、伝云というように典籍を明らかにできないものがあつた」⁵と付記していることから、実際の引用数はこれより多いと考えられる。こうした川口氏の研究は、『行事鈔』の引用傾向の把握に有益なばかりか、典拠を求める際にも、電子テキストで特定困難な取意引用の箇所を示していることがあり、『行事鈔』研究史における重要な成果であるといえる。また一方では、電子テキストが普及した今日だからこそ可能となった訂正や不明箇所の更新、さらには各仏典の引用意義の考察⁶などが今後残された課題であると考えている。

こうした先行研究を踏まえつつ、本稿では『行事鈔』の仏典引用について、より具体的なポイントを絞っていくつかの特徴を指摘することを目指すものである。特に『四分律』以外の仏典が引用される際には、どのような意図や基準があるのかという問題は、これまで注意・検討されていなかった。そこで本稿では、初めに『行事鈔』序で道宣が述べる撰述の方針を確認し、続いて具体的事例を通して仏典引用の諸相を見ていきたい。

1. 仏典引用に関する『行事鈔』の方針

道宣は『行事鈔』の序文において、本書の方針を縷々述べる中で、自らが典拠とする仏典の範囲やその引用・整理の大まかな方針について、次のように述べている。

包異部誠文、括衆經隨說。及西土賢聖所遺、此方先徳文紀、搜駁同異、並皆窮覈。長見必録、以輔博知、濫述必剪、用成通意。(大正40、1上中)

「異部誠文」とは、『四分律』以外の諸部派を指すものであり、先の川口氏の研究によれば、『四分律』は『行事鈔』の中で949回引用され群を抜いて多いのであるが、さらに他の部派が伝承した律も、『五分律』271回、『摩訶僧祇律』466回、『十誦律』392回引用されている⁷。また律だけではなく、いわゆる「律論」と呼ばれる注釈文献は、「西土賢聖所遺」に当たると考えられるが、これも『薩婆多毘尼毘婆沙』244回を筆頭に、複数の典籍が多く引用されている。その他、戒律に関係した事柄を説く諸經典（『衆經隨説⁸』）などが引用されていることも、この『行事鈔』序の文章の通りである。道宣の言葉によれば、こうした数多の文献に記載される内容に、同異点があれば十分吟味・検討して取捨選択し、優れた見解（長見）は積極的に採用し、煩瑣な記述（濫述）は適宜省いて略述していくという撰述の方針がここに述べられているのである⁹。これらは本書のタイトルの中にある「刪繁補闕」という方法論をおよそ指し示すものでもある。

しかしこの文章のように、あれもこれも採用し、しかもそれらを含めていく（「包異部誠文、括衆經隨説」）というような説明のみでは、いくつかの疑問が残る。まず、『四分律』と他の仏典との扱い方や位置づけはどのようなになっているのか、つまり同等に取り扱われているのか、それとも違いがあるのか、違うとすればどのように違うのかといった問題である。また、諸律の間においても、さらには律と經・論の間においても、それぞれの説に相違がある場合にはどのように対処するのかという疑問も生じる。こうした問題に迫っていくことは、先の道宣の言葉でいえば、仏典間の同異を「搜駁」し「窮覈」していくという表現の具体的内容を探る考察になる。

以上のような問題点については、同じく『行事鈔』序の次の文章が解決の手がかりとなるであろう。

然行藏之務実難、取捨之義非易。且述其大詮、以程無惑。謂此宗中、文義俱円、約事無缺者、当部自足。何仮外求。餘有律文不了、事在廢前、有義

無文、無文有事、如斯衆例、並取外宗、成此一部。(大正40、2中下)

冒頭の「行藏」¹⁰「取捨」とは、仏説の採用・不採用といった取捨選択を指すと考えられ、戒律実践の上でそうしたことが極めて困難であることを表明したものである。

そして、この文章には、注目すべき道宣の見解がいくつか示されている。第一は「謂此宗中、文義俱円」というところである。これは『四分律』（此宗）が文章と意味内容とにおいて、ともに充足していることをまず述べたものである。中国では北朝から隋唐にかけて、『四分律』が中心となっていく背景には、しばしば『四分律』の「分通大乘義」があったと言われるが、そうした思想的問題以外のもう一つの理由として、他の律と比べた場合に、『四分律』は文・義の明確さが具わっているという特徴を道宣自身が指摘していることは重要である。そして、その場合には他の律に典拠を求めて引用する必要はなく、『四分律』を示すのみで事足りる（「当部自足」）と明言している。

注目すべき点の第二は、『四分律』の引用のみでは不十分である場合、すなわち道宣の表現で言えば「律文不了」「事在廢前」「有義無文」「無文有事」というとき¹¹に、他の律を用いてこの一部の著作を構成していくと述べられていることである。これらの具体的内容は、ここでは例示されていないが、「律文不了」や「有義無文」「無文有事」は、『四分律』の文章が明確でなく理解不能であったり、明確な文章自体が存在しなかったりする場合を指していると考えられる。そして「事在廢前（事、廢前に在り）」については、『行事鈔』の注目すべき考え方であると思われるので、本稿で後述する。

先に見たような、諸仏典を包括していくとした道宣の方針の背景には、およそこのような基準があったことが知られる。以下の節では、いくつかの事例を通して、その具体相を見ていきたい。

2. 『行事鈔』における仏典引用の具体例

2-1. 他の律の引用によって『四分律』を補足する例 — 「依止」の規定を事例として—

『行事鈔』では、僧団の行事に関係する諸篇を集めた巻上に、「師資相撰篇第九」がある。本篇は師と弟子（師資）の関係やお互いの義務などに関する規定を諸仏典から蒐集して構成（類聚）した篇である。ここでは、道宣の律蔵引用の具体例を探るべく、「師資相撰篇」の前半にある「依止」の規定を取り上げてみたい。依止とは、出家して比丘となった者が、最初の最低五年間、和尚のもとで仏道を学ぶとともに、生活においても身の回りの世話をすることなどを指す。その中では、どのような者が依止を必要とするのか、あるいは不必要とするのかを律蔵等の仏典の規定を蒐集して示している。

まず依止をしなくてもよい条件（不依止）を見てみよう。

言得不依止者八人。四分六種。一樂静、二守護住处、三有病、四看病、五満五歳已上行徳成就、六自有智行住处無勝已者。七飢餒世無食。十誦云、若恐餓死、当於日日見和尚住处。恐不得者、若五日十五日、若二由旬半、若至自恣時。一一随縁、如上来見和尚。八行道称意所。五分、諸比丘各勤修道、無人与依止、当於衆中上座大徳、心生依止、敬如師法而住。（大正40、31上中）（仏典名の強調は引用者による）

ここでは、不依止の条件を八種挙げ、これらに該当すれば依止を離れることができるとする。初めに『四分律』から六種を示し、その後他の律（『十誦律』『五分律』）を引用している。『四分律』の引用では、①静かな場所を求めるとき、②もとの住居を守護する必要があるとき、③病気のととき、④看病のととき、⑤法臘五年を過ぎ行徳が成就したとき、⑥自ら智行が具わっており今の住处に自分よりすぐれた者がいないとき、という以上の

六種を示す。その後で『十誦律』を引いて⑦飢饉のとき、『五分律』を引いて⑧衆中に依止を与えてくれる人がおらず心の中で依止している場合、という以上の二規定を追加させて全八種とする。

「不依止」に関するわずかな一例であるが、この一例のように、最初に『四分律』が引かれることは『行事鈔』の全体的な傾向でもある。道宣はしばしば『四分律』を「本律」とも呼ぶこともあり、本書の中心が『四分律』であることを示している。そして、『四分律』に基づきつつも、『四分律』に説かれていない事柄が他の律にある場合に、他の律によって別の規定を追加していることがこの事例から確認できる。

次に依止が必要な者の条件を見たい。

二須依止人十種。四分云、一和尚命終、二和尚休道、三和尚決意出界、四和尚捨畜衆、五弟子縁離他方、六弟子不樂住処更求勝縁、七未滿五夏、八不諳教網。文云、若愚痴無智者尽寿依止。此約行教明之。十誦、受戒多歳、不知五法、尽形依止。一不知犯、二不知不犯、三不知輕、四不知重、五不誦広戒通利。毘尼母、若百臘不知法者、応從十臘者依止。僧祇中四法。不善知毘尼、不能自立、不能立他、尽形依止。九或愚或智。愚謂性戻痴慢、数犯衆罪。智謂犯已即知、依法懺洗、志非貞正、依止於他。十不誦戒本。毘尼母、不誦戒人、若故不誦、先誦後忘、根鈍誦不得者、此三人不得離依止。前之七人、未滿五夏、故須依止。若滿不須。後之三人、位過五夏、要行徳兼備、便息依他。(大正40、31中)(仏典名の強調は引用者による)

ここに列挙された十種は、『四分律』受戒韃度¹²に基づいている。ここでも『四分律』が初めに引用され、かつ全体として『四分律』を中心に論述されていることが分かる。その十種とは、①和尚の命終、②和尚の休道、③和尚が決意して界を出る、④和尚が畜衆を放棄する、⑤弟子が他方へ離れる、⑥弟子が今の住処を好まず更に勝れた場所を求める、⑦弟子の法臘五年未滿、⑧教網を諳んぜず、⑨或いは愚・或いは智、⑩戒本を誦せず、

である。なお、①から⑦は、たとえ和尚が命終するといったやむを得ない事情であっても法臘五年を満たしていなければ依止が必要であることを意味している。ここまでは『四分律』の引用のみで記述を進めている。

そして注意したいことは、『四分律』以外の仏典（『十誦律』『毘尼母經』『摩訶僧祇律』）が登場する⑧と⑩である。これらの引用意義をここで考えていきたい。

まず「⑧教網を誦んぜず」という条件の後には『十誦律』が引用されている。ここで『十誦律』が引用されるのは、犯・不犯や罪の軽重など、「教網」の具体的内容を示すためである。この引用によって、「教網」が戒律の学習に関するものであることが知られる。

また、「⑩戒本を誦せず」の後には、『毘尼母經』が引かれている。「誦」は暗記を指していると考えられる。これには、故意に記憶しない者の他にも、「記憶したことを後で忘れる」者や「記憶しても体得できていない」者も指すということを補足する。この事例からは、『四分律』の記載が抽象的であったり、不明瞭であったりした場合に、他の律や律論の説明を引用して、より具体的な条件を明示しようとしていることが分かる。

以上は、依止・不依止に関する一例に過ぎないが、引用の方法や基準としては、『行事鈔』全体の基調となっている。そこで以下には、やや特殊な事例も取り上げてみたい。

2-2. 『四分律』の律文のみでは対処できない場合の事例

『四分律』を基本としながらも、『四分律』の記載だけでは、実際の生活に律を適用して罪を明確にすることができない場合がある。そのような例として波羅夷の第二条「盜戒」に注目したい。「盜戒」は「不与取戒」とも言われるように、盗心をいだいて自分に与えられていない物を自分の所有とすることを禁止したものである。盗むという行為によって波羅夷が成立する場合には、その物に所有者がいることや、盗む者の動機として盗心があることなど、『行事鈔』には複数の条件が示され¹³、その中の一つに「重

物」であるという条件がある。「重物」とは「若しは五錢、若しは直五錢」¹⁴とされ、五錢もしくは五錢以上の錢およびそれと同等の価値のものがこれに当たる。

この価値基準が定められた背景には、釈尊在世中にピンピサーラ王の統治していた王舎城における当時の法律で、死罪に相当する盗みの基準を比丘戒に取り入れたという経緯がある¹⁵。しかし「五錢」という言葉だけでは、時代・地域・金銭価値の異なる中国において、具体的に戒律を運用していくことができない。まさしく「五錢」という基準は、一人の比丘が教団から追放されるかどうかの基準でもあるので、律藏を受容した中国の律僧にとっては重大な問題であったはずである¹⁶。

そこで、『行事鈔』における「重物」に関する議論の一部をここに示してみたい。

四重物。謂五錢、若直五錢、即餘雜物。薩婆多問曰、盜五錢成重、是何等之錢。答有三解。初云、依彼王舍国法用何等錢。準彼錢為限。二云、隨有仏法處用何等錢、即以為限。三又云、仏依王舍国盜五錢得死罪、依而結戒。今隨有仏法處、依国盜幾物斷死、即以為限。雖有三積、論師以後義応是。然五錢之義。律論互積不同。判罪宜通。撰護須急。故律云、下至草葉不盜。
(大正40、59中)

道宣は「重物」の定義である「五錢」について検討をする際、まず『薩婆多毘尼毘婆沙』の議論を提示する。『薩婆多毘尼毘婆沙』の当該箇所では、波羅夷になる五錢について「〔錢には〕金銭・銀銭・銅銭・鉄銭があって〔そのいずれであるかという〕定義があるわけではない」¹⁷とし、①王舎城で用いられる錢を基準にするという解釈、②仏法の存在するその土地で何の錢が用いられているかを基準にするという解釈、そして③そもそも王舎城の法律で死罪になるという基準で結戒されたのだからそれぞれの国の死罪になる基準にしたがうという解釈の三つを示す。次の「雖有三積、論師以

後義応是」という文は、『薩婆多毘尼毘婆沙』におよそ対応する箇所¹⁸が確認できるため、この後の文（下線部）が道宣の言葉であると考えられる。

こうした議論は、この後『十誦律』『摩訶僧祇律』などを引用して複雑に展開されるのであるが、その議論の中で道宣が「四分但云五錢」¹⁹と述べるように、『四分律』が五錢の具体的な基準を明確に示していないことによって、広く他の文献の説を探索する必要に迫られたものと推察できる。そして道宣は、このように律論にもさまざまな解釈があることから、罪を判定するには「急」（厳しい教説・基準）に従うべきである（「撰護須急」）と述べている。ここが重要である。こうした立場をとる背景には、仏典の解釈に諸説あってにわかに判断し難いときに、安易な取捨選択や自分に都合よく解釈する態度を誡めるという道宣の考えがあったといえる。

2-3. 律の規定と大乘經典との相違がある場合の事例

以上は、『四分律』以外の諸律や律論が引用される場合の事例であったが、ここで大乘經典が引用される場合にも注目してみたい。仏典間に相違がある象徴的問題の一つには、出家者の食肉に関する規定がある。律では「三種淨肉」として限定的に許可されているが²⁰、これを全面的に禁止するのが『涅槃經』などの中期大乘經典であることはよく知られている。たとえば『涅槃經』²¹で世尊は、「善男子、從今日始、不聽聲聞弟子食肉」と述べ、入滅時の今日から食肉を許可しない（「不聽」）と述べている点で、それ以前に説かれた教えを踏まえていることを示唆する。その後、迦葉菩薩との問答の中で、「如來は何故先に三種淨肉を許可したのか（如來何故先聽比丘食三種淨肉）」との迦葉菩薩の問いに対して、世尊は「三種淨肉〔の許可〕は、その時の状況に応じて制定したものであった（是三種淨肉、隨事漸制）」と説く。

こうした背景をもつ食肉の問題について、道宣はどのように対処しているかを見ていきたい。『行事鈔』で食肉が取り上げられるのは「四業受淨篇第十八」である。なお、ここで先に見た「事在廢前」（第1節参照）が

関係してくる。

諸律並明魚肉為時食。此是廢前教。涅槃云、從今日後、不聽弟子食肉、觀察如子肉想。夫食肉者、斷大慈種。水陸空行、有命者怨、故不令食。広如彼説。(大正40、118上)

この文章での『涅槃經』引用に続いて、道宣は『楞伽經』の食肉の十の過失などを挙げ、食肉禁止の立場をとっている。

では、『四分律』とそれ以外の仏典（この場合は『涅槃經』『楞伽經』などの大乘經典）とが相違しているとき、教説を取捨選択する判断基準はどこにあるのだろうか。ここでのポイントはこの文中にある「廢前教」という言葉にある。「廢前教」とは、「廢止される前の教え」というほどの意味である。つまり、肉・魚を食するか否かをめぐって、『四分律』では「時食」として一部許可されているが、これは釈尊最後の説法として伝承される『涅槃經』が禁止する前の教説であるとして、これを「廢前教」と呼んでいる。

これがなぜポイントなのかということ、『四分律』と『涅槃經』とが食肉について異なる教えを示しているとき、道宣が何を根拠に教説の選択を行っているかが、この「廢前教」という表現から知られるからである。すなわち「廢止される前」と言う以上、道宣の思考の背景には、釈尊の教説を時系列に見て、かつては「三種淨肉」として部分的に許可したが、生涯の最後には全面的に禁止したことによって道宣は食肉禁止の立場に立つのである。少なくともこの問題は、『四分律』と『涅槃經』とを秤にかけて、小乗より大乘を選択したとか、『四分律』を大乘的に解釈したとか、そういう次元とは異なる基準——釈尊の教えを時系列に見て、最終的な釈尊の立場をとる——によって教説の選択が行われているのである。

もう一つ、律と大乘經典の教説とが相違する例として、在家信者が比丘を個別に指名して食事に招待する「別請」に関する規定を取り上げたい。この問題については、『梵網經』の引用に関係することから、川口氏がす

で『行事鈔』における「菩薩戒經」の引用意義として、注目・紹介している²²。本稿では、仏典間で教説が相違している場合に道宣がどのように対処しているのかという点からこの問題を取り上げたい。

四分請有二種。即僧次別請也。律開別請。然諸經論、制者不少。梵網云、別請物者、即盜四方僧物。仁王經亦呵責別請過。……既僧次福大。有憑請者、
応説僧次功能、開悟俗心、勿令別請。（大正40、135中）

この冒頭では『四分律』に言及され、請には「僧次請」と「別請」との二種があり、律は別請を許可している（「律開別請」）とする。この典拠は『四分律』受戒犍度に基づくものである。受戒犍度の前半部分は、「大比丘衆千二百五十人」の成立へ至るまでの釈尊の生涯とともに、受戒法が変遷していく様相が描写される。そして当該箇所は、初転法輪の後の、ヤサ（耶輸伽）の出家記事に出てくる。その中に、ヤサの父が釈尊の教えを聞いて優婆塞となり、釈尊とヤサを指名して食事に招待するシーンがある。ここで、父の要請（別請）を受けたときの『四分律』の記載が次の文である。

然耶輸伽、不肯受別請。世尊未聽我受別請。仏言、自今已去、聽受別請。
請有二種、有僧次請、有別請。（大正22、790上）

ヤサは当初、釈尊が別請を許可していないという理由で、父の要請を受け入れなかったが、釈尊はそれを新たに許可したことになる。文中にある一方の「僧次請」とは、個別に指名される「別請」に対して、僧伽の次第や差配によって食事の要請を受け入れることを意味している。ちなみに『五分律』の当該箇所（ヤサの出家記事）では「仏默然受之」²³とあり、釈尊が供養の要請をそのまま受け入れたことになっている。道宣はこうした背景を承知の上で「律開別請」と述べていると考えられる。

しかしこの問題について、道宣は他の仏典の諸説を検討した結果として、

他の多くの諸経論が別請を禁制していることが少なくないことを指摘する。そして別請を厳しく誡める『梵網經』²⁴『仁王般若經』²⁵の説を挙げている。上記引用では中略したが、それに続いて『十誦律』『優婆塞戒經（善生經）』『増一阿含』『成実論』『五百問』²⁶の引用によって別請よりも僧次請の方が果報の大きいことなどを示す。そしてその結びには、僧次請の機能が大きいことから、在家信者には別請させてはならない（下線部）と道宣は述べる。ここでは、食肉の場合のように律を「廃前教」とは呼んでいないが、たとえ『四分律』の中に許可の記載があるとしても、多くの仏典が禁止している（「然諸経論、制者不少」）という理由で、別請禁止の立場をとるとする場合も存在するのである²⁷。

3. 『行事鈔』の最終章「諸部別行篇」の意義

これまで見てきたように、道宣の立場は『四分律』を中心としつつも、必要に応じて諸部を積極的に参照し引用するというものであった²⁸。また、これまで取り上げた『行事鈔』の文中の表現によれば、「謂此宗中、文義俱円」²⁹とあったように、道宣にとっての『四分律』とは、文章・意味内容が満足したものなのであった。しかし、これも先に見たとおり、道宣が詳細に『四分律』を分析し、また他の律と比較検討をした結果として、『四分律』のみで出家者の生活が網羅できるものではなく、実際『四分律』の文章にも、不明瞭な点や欠落があることを自身が認めている点は重要である。そして、そうした際にこそ諸部を参照する必要が生じたのである。そこで本稿の最後となる本節では、道宣の仏典（特に律）引用の方針が、『行事鈔』の章立てにも反映されていることを一点指摘しておきたい。

全三十の篇から成る『行事鈔』は、出家者の生活や教団運営の方法などを、それぞれのテーマごとに分類して、一つ一つの篇が立てられている。例えば先に取り上げた師と弟子の関係における規則は「師資相撰篇第九」に集められているし、他にも分かりやすい例でいえば、受戒に関する事柄

は「受戒縁集篇第八」、布薩（説戒）なら「説戒正儀篇第十」、安居なら「安居策修篇第十一」というように、内容ごとに篇を立て、その内容に該当する教説をその篇に集めて構成している。『行事鈔』は、いわゆる「類聚」という方法によって著された戒律著作なのである³⁰。

ところが最後の三篇には、それ以前の篇とは趣を異にした「別行」と題される篇が存在する。すなわち「沙弥別行篇第二十八」「尼衆別行篇第二十九」「諸部別行篇第三十」の三篇である。この最後の三篇の存在意義は、実は本書の性格や著述に際する道宣の問題意識とも密接に関係している。特に最後の第三十篇「諸部別行篇」は、本考察が課題とする『四分律』以外の律（諸部）の取り扱いをめぐる道宣の立場とも関わっているため、ここで少しく言及しておきたい。

まず、「別行」とは何か。第二十八・二十九の「沙弥別行篇」「尼衆別行篇」は、それぞれ篇題に「沙弥」「尼衆」とあるように、それ以前の篇がどれも比丘の行を主題としていることから、比丘以外の沙弥と比丘尼の行について、それらを比丘と異なる「別行」として立てたものである。実際、例えば「尼衆別行篇」の冒頭には「同大僧者如上所列。有無輕重、隨事已分。今簡取唯別者、共為此科」³¹とあるように、大僧（比丘衆）と共通した行については、これまでの篇に列挙したとおりでありとし、そのような重複した事柄を再説するのではなく、規則の有無（比丘には無いが比丘尼にのみ有る規則）や、比丘と比丘尼とで罪の軽重が相違するような事柄についてのみ、ここで選び取ってこの科（本篇）を作ったということである。

そして最後の第三十篇「諸部別行篇」は、これまで『四分律』を中心に篇を立てていた前の二十九篇までとは異なり、『四分律』に記載が見られず、『四分律』伝承部派以外の律（諸部）には記載がある重要な実践行を集めて一篇を立てている。この一篇が立てられていること自体が、他の諸律をも重視していた道宣の学的営みを物語っている。ちなみに同時代のもので、『行事鈔』と類似している道世の『毘尼討要』には、『行事鈔』の「諸部別行篇」に対応する篇は存在しないことが確認できる³²。もちろん道宣によ

る本篇の独立が、中国の類似・関連文献中で初めてのことであったと断定できない事情もある³³。しかし筆者は本篇の存在が『行事鈔』の特徴を表す象徴的なことの一つであると考えている。

そして、その「諸部別行篇」冒頭には次のようにある。

古云、博学為濟貧。此言誠驗。若四分缺於事法、他部自有明文、理必準行、不乖二是。然則棄急從緩、捨有求無、損輕重之是非、任愚懷之取捨。此乃自貽負愧。(大正40、155中)

「博学」という語から開始される冒頭の格言の典拠は詳らかではないが³⁴、幅広い視野による学問を勧めている。律学の場合には、『四分律』の内容(事法)に欠けている点があって、他部派の律に明文が具わっている場合があれば、他部派の律に準じて実践すべきことを述べている。「不乖二是」という表現の意味は分かりにくいだが、教説の取捨選択に道理や基準があれば、『四分律』にも他の律にも背いたことにならないという意味であると考えられる³⁵。

そして、罪の軽重が諸律の間で異なっていたとしても、急を捨てて緩に従おうとすることや、記載の有る律が存在しているにもかかわらず記載の無い律に従おうとするような、自らの都合でむやみに取捨選択することを誠めている点は重要である。本稿冒頭で言及した義浄は、『南海寄帰内法伝』の中で「行法の徒、須らく自部に依るべし」と述べて諸部を用いる中国の律僧を批判し、さらに諸部の律を併用することへの警告として「宜しく他の軽事を取りて、己の重条に替え、自らの開文を用いて、餘の制を見嫌すること無かれ」と述べる³⁶。「博学」を目指して諸部を用いる道宣と、自らがよりどころとする律のみに依るべきであると主張する義浄とは、律蔵を研究・実践する立場が明確に異なる。しかし一方では、戒律に関する諸説を都合よく取捨することを警戒する姿勢において共通した言説が見られることは、律蔵という文献群と向き合った唐代律僧の問題意識を探るうえ

で興味深いことでもある。

おわりに

『四分律』が唐代の律僧・道宣によって『四分律行事鈔』としてまとめられていく過程には、『四分律』以外の仏典の諸説をも広く取り入れるという撰述の方針があった³⁷。本考察は、『行事鈔』の仏典引用の基準と、その具体例をいくつか指摘することで本書の特徴の一端を明確にすることを目的とした。

道宣は、一つの事柄・内容を引用によって説示する際に、基本的に『四分律』を中心に引用している。しかし、『四分律』に説かれていない事柄が他の律に説かれているという場合や、『四分律』の記載が抽象的である場合には、積極的に他の律を引用していることが確認できる(2-1)。また、『四分律』の記述だけでは、実際に犯戒があったとき対処できないような盗戒の「五銭」をめぐる問題(2-2)や、『四分律』と他の仏典とで禁止と許可との説の違いがある場合(2-3)に、道宣は広く他の仏典の説を検討しようとする姿勢を見せている。

インドから伝わった諸仏典の間で、説が異なることは、たとえば教義に関しても起こり得ることである。そして、本稿で考察したように、生活規範や教団運営など、出家者の一挙手一投足に関わる戒律の場合にも、律僧たちの特徴的な葛藤の足跡が『行事鈔』から知られる。仮に単なる戒律の研究書であれば、教説が異なっても、両論併記すればよいかもしれない。しかし、出家者の行動規範を示そうとするとそうはいかない。どの説によるべきかという基準を明確にする必要が道宣にあったと考えられる。律であるが故に、安易に取捨選択することは、自分に都合の良い解釈を生み出してしまうことになりかねない。道宣はこのような点に注意しつつ、律文の解釈が複数存在している場合には、厳しい説に従うべきであるとする場合もあった。また、釈尊の説時に注目して入滅に際する最終的な釈尊

の教えを採用する場合もあった。なお本稿では、「五錢」のように、金銭単位をめぐる問題を取り上げたが、他にも長さや広さなどの尺量をめぐる道宣の考察が『行事鈔』の中に見られる。こうした問題は、釈尊と時代・地域・言語を異にするが故に起こり得ることであり、興味深い問題ではあるが、今後の課題としたい。

以上の考察から考えられることとして、中国における律蔵文献の受容とは、単に律文を解釈していくという営みだけにとどまらない。一人の比丘が教団追放になるような重大な問題も存在する中で、出家生活のすべての行為について合法か非合法か（持犯）を明確にしなければならない。こうした戒律であるが故に曖昧にして放置できない問題について、たとえ『四分律』が「此宗」「本律」であるとしても、広く他の仏典の諸説を吟味・検討して『行事鈔』が編纂されているのである。

大内文雄（編訳）

[2019]『唐・南山道宣著作序文訳註』（法蔵館）

川口高風

[1972a]「中国仏教における戒律の展開（上）—南北朝時代について—」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第6号）

[1972b]「四分律行事鈔における道宣の戒律」（『宗学研究』第14号）

[1972c]「中国仏教における戒律の展開（中）—四分律行事鈔より見た道宣の戒律—」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第6号）

[1974]「四分律行事鈔にあらわれた引用典籍の研究—経論部—」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第6号）

[1975]「四分律行事鈔にあらわれた引用典籍の研究—律部—」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第9号）

土橋秀高

[1980]『戒律の研究』（永田文昌堂）

戸次顕彰

[2014a]「『四分律行事鈔』の文献的性格について」（『印度学仏教学研究』第63巻第1号）

[2014b]「道宣の『四分律行事鈔』撰述とその背景—僧祐の著作活動との類

似性一」(『仏教学セミナー』第100号)

[2016]「四分律学の系譜と南山道宣—『五部区分鈔』から『四分律行事鈔』へ—」(『仏教史学研究』第58巻第2号)

[2018]「四分律学の形成と義浄の批判—『四分律行事鈔』における律蔵引用の方針をめぐって—」(『現代と親鸞』第39号)

中村元

[1988]『シナ人の思惟方法—東洋人の思惟方法Ⅱ—』(中村元選集 [決定版] 第2巻、春秋社)

船山徹

[1998]「『目連問戒律中五百輕重事』の原形と変遷」(『東方学報』京都第70冊)

道端良秀

[1966]「中国仏教と肉食禁止の問題」(『大谷学報』第46巻第2号)

【注】

- 1 義浄によるこうした批判の一例として、「且神州持律、諸部互牽、而講說撰録之家、遂乃章鈔繁雜」(『南海寄帰内法伝』大正54、205下)とある。
- 2 拙稿 [2018]。
- 3 道宣の諸著作の中でも、戒律関係の著作群は、その数や著述時期などから、著作活動の中心であった(大内文雄(編訳) [2019]「唐・南山道宣著作序文訳註 解説」346-347頁参照)。さらに、その中でも、内容や後代への影響などに鑑みて、『四分律行事鈔』を主著とすることに問題はないと言える。
- 4 川口 [1974] [1975]。
- 5 川口 [1972c] 114頁 (あるいは川口 [1972b] 137頁)。
- 6 川口氏はご自身によるこうした引用典籍の研究を踏まえ、「道宣の大乗戒観をながめる一つの手がかり」(川口 [1972c] 115頁)として、菩薩戒経の引用意義を考察しており、今後は他にもより広く仏典の引用意義を考察することが課題となっている。
- 7 川口 [1972c] 111頁・同 [1975] 25頁参照。
- 8 「衆経随説」とは、「随経」と表現する以下の道宣の用例から察して、律の教えと関連する内容が説かれる諸経典を指すと考えられる。『四分律行事鈔』序「然決判是非者、必総通律蔵之旨、并識随経之文」(大正40、3上)。同「初言正本者、僧祇律……、曇無徳部……、薩婆多部……、弥沙塞……、迦葉遺部……、婆舎富羅部……、毘尼母論、善見論、摩得勒伽論、薩婆多論

……、毘奈耶律、明了論……、五百問法、出要律儀……、自餘衆部、文広不列。并大小乗經及以二論、与律相應者、名隨經律、並具入正録。如費長房開皇三寶録十五卷中」（大正40、3中下）。

- 9 なお、この文章は中国人が原典を厳密に整理・研究した営みの例として、中村元氏が『シナ人の思惟方法』の中でも取り上げている（中村 [1988] 149-150頁）。
- 10 「行蔵」とは、「取捨」とほぼ同義で用いられており、律文などを用いて実行すること（「行」）と捨てて採用しないこと（「蔵」）を指す。『行事鈔』の注釈書によれば、『論語』述而（「子謂顔淵曰、用之則行、舍之則蔵。唯我与爾有是夫」）に基づく表現とされる。『鈔批』「行者則取也。蔵者則捨也。欲明諸部、既輕重異勢、持犯分途、有無通出、廢興互踳。今欲取欲捨大難也」（卍新纂42、619上）。『簡正記』「行者行用、蔵者蔵置。故論語云、用之即行是取、捨之即蔵是置。謂於文中要者、引來鈔内是行。不要置而不論是蔵」（卍新纂43、58中）。『資持記』「行蔵者約行事之廢立」（卍新纂43、631中）。
- 11 この一連の句は、『四分律』の文章（文）・意味（義）が十分ではない箇所・事柄を指す。これらは「律文不了」「事在廢前」「有義無文」「無文有事」というように、四字句で読むべきであると考えられるが、注釈書の中には四字句として解釈するものと、必ずしもそうではないものがある。例えば以下のように、『簡正記』『資持記』は四字句で読んでいるが、『鈔批』の場合には「律文不了」「事在廢前」を一括して注釈している。『簡正記』「更有四句、須取他文。言四句者、一律文不了、二事^(ママ)在廢前、三有義無文〔、四無文〕有事」（五八下）（※〔 〕内は卍新纂の本文ではなく、引用者の推測に基づく挿入である。『簡正記』に「四句」とあるので、「一……、二……、三……」とあれば、その次に「四……」がなければ意味が通らないからである）。『資持記』「餘下二、列示四例」（卍新纂43、631下）。『鈔批』「餘有律文不了事^(ママ)在廢前者、如律中用魚肉為五正食。此是不了之文。涅槃教興後、一切悉斷。律文不了之教、是涅槃廢時之前、故曰事在廢前也」（卍新纂42、619中）。
- 12 『四分律』受戒健度では様々な五事が列挙される。次の文は諸種の五事の一部であるが、道宣が取意引用する①から④および⑦におよそ対応する。『四分律』「復有五事。一者死、二者去、三修道、四不与依止、五若五歲若過五歲」（大正22、806上）。類似の説は『四分律』毘尼増一にも見られる。ちなみに、道宣のこうした示し方は、繰り返し列挙される事柄を集約して示すという方法である。

- 13 『行事鈔』「二成犯相中、総縁具六種。一有主物、二有主想、三有盜心、四重物、五興方便、六拳離本処。必具成犯」(大正40、55中)。
- 14 『行事鈔』「四重物。謂五錢、若直五錢、即餘雜物」(大正40、59中)。
- 15 『四分律』(大正22、573上中)を参照。
- 16 盗みを犯して波羅夷が成立する基準をめぐる問題は、「重物」「五錢」をめぐる議論だけに限らない。盗むという行為が人の物を手に取って自分の物にするということだとすれば、例えば高価な帽子のような物体が風に飛ばされてたまたま自分の手の中に入ったら「盗み」なのか、移動できない建物等の不動産はどうするのかといった問題もある。道宣は『行事鈔』随戒釈相篇で、こうした盗戒を論述する冒頭で「盜是難護、故諸部明述。餘戒約略綜述而已、及論此戒、各並三卷五卷述之。必善加披括、方能免患」(大正40、55上)と述べ、他の戒と比べて盗戒が特に難解であることを指摘する。他にも「然盜戒相穩、極難分了。若広張体貌、徒盈卷軸。至於披檢取悟必繁。……此第二重戒、事相難解」(大正40、60上)と度々述べている。
- 17 『薩婆多毘尼毘婆沙』「盜至五錢得重罪者、或言金錢、或言銀錢、或言銅錢、或言鉄錢、無有定也」(大正23、516下)。
- 18 『薩婆多毘尼毘婆沙』「觀律師意、欲以後義為定」(大正23、516下)。
- 19 大正40、59下。
- 20 『四分律』葉韃度「自今已去、若故為殺者、不応食。是中故為殺者、若故見故聞故疑。有如此三事因縁不浄肉、我說不応食。若見為我故殺、若從可信人辺聞為我故殺、若見家中有頭有皮有毛、若見有脚血。……有三種浄肉応食。若不故見不故聞不故疑応食。若不見為我故殺、不聞為我故殺、若不見家中有頭脚皮毛血」(大正22、872中)。その他、『四分律』における釈尊の肉食許可の箇所として「爾時仏在波羅奈国。時五比丘、往世尊所、頭面礼足、却住一面、白仏言、大徳、当食何食。……得魚。仏言、聽食種種魚。得肉、仏言、聽食種種肉」(大正22、866下)、「爾時世尊在王舍城。時有顛狂病比丘、至殺牛処、食生肉飲血、病即差。還復本心畏愼。諸比丘白仏。仏言、不犯。若有餘比丘、有如是病、食生肉飲血、病得差者聽食」(大正22、868中)とあり、特に後者の説に見られるように、比丘の薬としての肉食という限定的な許可であることが知られる。また、許可される肉の種類については、例えば象や馬の肉など対社会的問題として禁止される場合もある。こうしたインドの状況に照らした中国仏教での肉食の問題については道端 [1966] 参照。

- 21 『涅槃經』（南本）四相品「善男子、從今日始、不聽聲聞弟子食肉。若受檀越信施之時、應觀是食如子肉想。迦葉菩薩復白仏言、天尊、云何如來不聽食肉。善男子、夫食肉者、斷大慈種。迦葉又言、如來何故先聽比丘食三種淨肉。迦葉、是三種淨肉、隨事漸制。……當知即是現斷肉義。迦葉菩薩復白仏言、云何如來稱讚魚肉為美食耶。善男子、我亦不說魚肉之屬為美食也。我說甘蔗粳米石蜜一切穀麥及黑石蜜乳酪蘇油以為美食」（大正12、626上）。
- 22 川口 [1972c] 115頁。
- 23 大正22、105下。
- 24 『梵網經』第二十七輕戒「若仏子、一切不得受別請利養入己。而此利養屬十方僧。而別受請、即取十方僧物入己。八福田諸仏聖人一一師僧父母病人物、自己用故、犯輕垢罪」（大正24、1007上）。同・第二十八輕戒「若仏子、有出家菩薩在家菩薩及一切檀越、請僧福田求願之時、應入僧房問知事人。今欲次第請者、即得十方賢聖僧。而世人別請五百羅漢菩薩僧、不如僧次一凡夫僧。若別請僧者、是外道法。七仏無別請法。不順孝道。若故別請僧者、犯輕垢罪」（大正24、1007上）。
- 25 『仁王般若經』囑累品「後五濁世、比丘・比丘尼・四部弟子・天龍八部・一切神王・国王・大臣・太子・王子、自恃高貴、滅破吾法。明作制法、制我弟子比丘比丘尼、不聽出家行道。亦復不聽造作佛像形仏塔形。立統官制案、安籍記僧。比丘地立、白衣高坐。兵奴為比丘。受別請法。知識比丘、共為一心、親善比丘、為作齋會。求福如外道法、都非吾法。當知爾時正法將滅不久」（大正8、833中）。
- 26 道宣が用いた『五百問』については船山 [1998] 参照。そこでは、大正新脩大藏經所収の『仏説目連問戒律中五百輕重事』の原形と変遷の過程が明らかにされ、道宣など初唐の律僧が「五百問」等と呼称して引用するテキストが、『目連問戒律中五百輕重事』の古形である『五百問事經』であることなどが指摘されている。
- 27 別請の問題をめぐるこの箇所は、『行事鈔』の中で『梵網經』が引用される唯一の箇所であることから、川口 [1972c] で「菩薩戒經引用の意義」として注目・考察されている。川口氏は他にも『菩薩地持經』『菩薩善戒經』の引用箇所にも注目し、その総括として「以上考察してきたように、道宣は菩薩戒經を引いて四分律を大乘的意味に転化させていることが明らかになった」（118頁）、「菩薩戒經を引用し大乘律典として転じさせているところに中国四分律宗が大乘教といわれる一つの所以が見いだされる」（119頁）

とする。しかし、道宣が大乘經典を多く用いることは事実であるが、別請を論じる道宣の仏典列挙の仕方は大乘・小乗を特に区別しているわけではない。道宣の引用態度に注目する本稿の視点から言えば、小乗から大乘へという問題ではなく、大小乗問わず多くの仏典の諸説を集めて考察する姿勢の表明であると考えている。

- 28 そうした姿勢については、「今立四分爲本。若行事之時、必須用諸部者、不可不用」（大正40、2中）と道宣自身が端的に述べている。
- 29 大正40、2中。
- 30 この問題は、かつて拙稿 [2014a] [2014b] の中で論じたことがある。
- 31 大正40、152上。
- 32 『行事鈔』と『毘尼討要』の類似性については土橋 [1980]（第5章・第2節）によって明らかにされたことである。また、両書の章（篇）の比較もすでに土橋氏が一覧を示しており（土橋 [1980] 930-933頁）、その結果として「〔行事〕鈔の第十五持犯方軌篇・第二十対施興治篇・第三十諸部別行篇の内容は〔毘尼〕討要のなかにはみあたらず、また同じ篇の内容にしても討要のそれは鈔の一部分にしかあたらぬ場合もある」（土橋 [1980] 933頁）との知見を示していることは重要である。
- 33 北朝期以来の『四分律』研究者らの著作の中に『四分律』に関係した「鈔」または「抄」の付く著作が存在したことが『続高僧伝』や『行事鈔』における道宣の記載から確認できる（拙稿 [2016] 10-12頁）。こうした「鈔」文献は、様々な仏典の要文を集めて編集された著作であった可能性が考えられ、そうした著作物の内容や章立てが不明な限り、それらの中に『行事鈔』「諸部別行篇」に対応するような篇が存在しなかったとは断定できない。
- 34 『行事鈔』の注釈書の中では、『資持記』が「古云者、先賢相伝之語」（卍新纂44、289中）と述べ、昔からの言い伝えであるとする。『簡正記』（卍新纂43、470中）は『論語』子張の「子夏曰、博学而篤志」を出す。また、典拠を示さず「達者無違諍」という古人の言葉を引く場合もある（『鈔批』卍新纂42、1060下・『簡正記』卍新纂43、470中）。これは『高僧伝』求那跋摩伝の遺言の偈の中の「諸論各異端、修行理無二、偏執有是非、達者無違諍」（大正50、342上）によるものと推察でき、諸教説の偏執を誡める点において、道宣の立場と合致している。
- 35 「不乖二是」の意味をめぐっては、『簡正記』（卍新纂43、470下）が先学の複数の解釈を挙げていることから、当時の『行事鈔』の研究・講説の段階

で解釈の混乱があった様相が推察される。『鈔批』は「取他部之文、来入宗者、不乖他部文是。亦不乖当部義是。彼此無非、故言二是」（卍新纂42、1060下）とし、『資持記』は「彼此通用、故云二是」（卍新纂44、289中）とする。これらを参考にすれば、「二是」とは、『四分律』と他律との二つの立場において是とされる（立場上肯定される）というほどの意味であろうか。

- 36 『南海寄帰内法伝』「詳観四部之差、律儀殊異、重軽懸隔、開制迢然。出家之侶、各依部執。無宜取他輕事、替己重条、用自開文、見嫌餘制。若爾則部別之義不著、許遮之理莫分。豈得以其一身、遍行於四。裂裳金杖之喻、乃表証滅不殊。行法之徒、須依自部」（大正54、205下）。
- 37 筆者は、こうした道宣の律蔵研究の姿勢が師の智首から受け継がれたものであったと考えている（拙稿 [2016] [2018]）。また、道世の『毘尼討要』と『行事鈔』との比較において、共通するところは智首に帰するという見解は土橋 [1980]（第5章・第2節）によってすでに示されていることでもある。

略号ならびに参考文献

大 正：『大正新脩大藏經』（大蔵出版）

卍新纂：『新纂大日本統藏經』（国書刊行会）

『行事鈔』：唐・道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』（大正40）

『鈔批』：唐・大覺『四分律行事鈔批』（卍新纂42）

『簡正記』：後唐・景霄『四分律行事鈔簡正記』（卍新纂43）

『資持記』：宋・元照『四分律行事鈔資持記』（卍新纂43-44）

From *Sifenlu* to *Sifenluxingshichao*: On the Some Problems with Quotations from Buddhist Texts in *Xingshichao*

TOTSUGU Kensho

Although the *Sifenluxingshichao*, which is typical of the writing of Daoxuan (596–667), references in its title the *Sifenlu* (a *vinaya* passed down in one specific Indian school of Buddhism), it is not based on just the *Sifenlu*, and also relies on some *vinaya* passed down in other schools. In addition, Daoxuan also quotes broadly from many other *sūtras* and *śāstras*. Therefore, in this paper I aimed to consider the intention and characteristics of the way in which Daoxuan quotes Buddhist texts while giving some specific examples.

As a result of these investigations, it is easy to see that Daoxuan quotes first from *Sifenlu* when he discusses a particular subject and that his focus is on *Sifenlu* rather than any other text. But, there are other instances where this is not the case. For example, there are places where Daoxuan actively quotes from other *vinayas* when a certain subject is not addressed in *Sifenlu*, or when the content of the *Sifenlu* has only abstract or unclear instructions. Further, he adopts the strictest interpretation regarding the gravity of an offense when there are multiple interpretations in different texts. He also considers the order in which the Buddha preached certain restrictions and adopts the lattermost teachings as the ones to be followed. In this way, while focusing on *Sifenlu*, he widely refers to many Buddhist texts in order to show the proper code of conduct for Buddhist monks in every situation.

戸次顕彰氏の発表論文に対するコメント

大谷 由香*

報告の主旨

道宣は『四分律』という特定の部派所伝の律の名称を書名に冠しつつも、『四分律』のみに基づくのではなく、他の律（他の部派所伝の律）をも多用し、さらには経典や論書をも積極的に引用して」（123頁）『行事鈔』の編纂を行った。本報告の目的は、道宣が『行事鈔』を編纂するにあたって『四分律』以外の仏典の記述を採用する意図と、その方針を明らかにすることにある。

報告者は、道宣は『四分律』には説かれていない事柄が他の律に説かれている場合、また『四分律』の記載が抽象的である場合には、他の仏典を引用してこれを補ったと、その編纂意図を報告している。またその異なる仏典の記述を選択する基準としては、律文の解釈が複数存在している場合には、処分が厳しい説に従うべきであるとし、また釈尊の説時に着目して、入滅に際する最終的な釈尊の教えを採用したりして、「自分に都合のよい解釈を生み出してしまうこと」（137頁）を避けたと報告する。

このように諸律などを引用しながら『行事鈔』が編纂されたことについて、報告者は、「出家生活のすべての行為について合法か非合法か（持犯）を明確に」（138頁）する必要から行われたことであると結論づける。

東アジアの戒律思想、なかでも道宣の研究は他分野に比べて極めて少ない。報告は緻密なテキスト解説により、道宣の律への関心のあり方を明らかにした点に意義がある。

*龍谷大学文学部准教授。

コメント

(1) 注釈書としての『行事鈔』と道宣の態度

『行事鈔』は『四分律』の注釈書である。仏典Aを注釈するにあたって、そこに説かれた文言の意味を、その他のあらゆる仏典を参照しながら読み解いていく、という態度は仏典研究・注釈研究の歴史の上では当然の所作である。すでに報告者が指摘しているように、『行事鈔』本文中に「道宣の言葉」として「こうした数多の文献に記載される内容に、同異点があれば十分吟味・検討して取捨選択し、優れた見解（長見）は積極的に採用し、煩瑣な記述（濫述）は適宜省いて略述していくという撰述の方針が」（125頁）明示されている。「出家生活のすべての行為について合法か非合法か（持犯）を明確に」する必要から『四分律』以外の諸律が使用されたという報告者の結論はあまりに短絡的で、もう一歩すすんだ考察が行われる必要があるのではないかと思う。

おそらく報告者は、『行事鈔』が経蔵ではなく律蔵を注釈した文献であるということに、他の注疏とは異なる特殊性を見いださなかったのだろうと推測する。律蔵は仏教教団が分裂していく過程で、それぞれに伝持された経緯がある。道宣自身が律蔵には部派独自の伝統があることを知りながら、曇無徳部所伝の『四分律』の注釈を「他の部派所伝の律」を縦横無尽に使用する意義こそを問題にしたかったのではないか。そうであるならば、道宣が部派の伝統を無視して『四分律』を中心とした律蔵のハイブリッドを作成する意義について言及しなければならない。

(2) 採用された仏典の基準について

報告者は、「2. 『行事鈔』における仏典引用の具体例」において、道宣が引用文献の記述を取捨するにあたって、『四分律』の記述にはない規定についても、他律を用いて補足追加していたり、諸律によって解釈が分かれる問題に関してはより処分が重い説に従うべきであるとしたり、また釈

尊の説時に注目してより最終的な教説に近いものを採用しようとしたことなどを明らかにされている。

こうした道宣の仏典採用態度について、報告者は道宣には「博学」を目指して「自らの都合でむやみに取捨選択をすることを誡め」（136頁）の一貫した意図があったとする。しかし上記のように『四分律』以外の律典の記述を採用するときの基準は律の条文によってバラバラで一貫性がなく、むしろ結果として「自らの都合でむやみに取捨選択」しているように感じられる。

（3）『行事鈔』撰述の意図

報告者は「『博学』を目指して諸部を用いる道宣と、自らがよりどころとする律のみに依るべきであると主張する義浄とは、律蔵を研究・実践する立場が明確に異なる」（136頁）ことを指摘されているが、まさにこの点にこそ注目して、『行事鈔』の意義を考察すべきではなかったか。

本来であれば、義浄が主張するように、比丘は自らが所属する部派が伝持する律蔵に則った生活を送るべきである。にも関わらず、道宣が『行事鈔』を編纂するにあたって、『四分律』には説かれていない点をさらに他の律典などで補おうとするのはどうしてなのか。曇無徳部が伝持したという『四分律』に準じた生活を送ろうとするならば、例えば依止においてもわざわざ『十誦律』や『五分律』を引用して規定を追加する（127～128頁）必要はないだろうし、律蔵によって処分が異なる条文が存在した場合に、『四分律』の規定ではなく、より処分の重い説を採用することも道理に合わない。大乘の視点から釈尊の説時に注目して律蔵を読み解こうとし、大乘の視点によって処分を変更することは、すでに律蔵の注釈の範囲を超えているとみるべきであろう。

報告者がこれら『行事鈔』における仏典引用の具体例として挙げるところには、むしろ道宣の律注釈書としての独自性を読み取ることができるのではないか（もちろん、相部宗法礪や東塔宗懷素など、他の四分律注釈家

の態度と比較して、道宣独自といえるか判断する必要があるだろうが……。報告者が提示する資料を見るかぎり、道宣は注釈書を作成することで『四分律』を超えたなにかを作り上げようとする態度をみせているように感じる。これらの道宣の注釈態度は、特定部派の現実的な生活を再現することを目的としたものではなく、実在しない理想的僧伽の生活を『四分律』を核として作り上げようとしているようにも感じられる。あるいは彼は部派に分裂する前の釈尊が制定した律を復元する意図があって、このようなことをするのだろうか。

道宣が律を注釈するにあたって「博学」であることを重視し、必然とした理由が何であったのか、踏み込んだ考究が待たれる。

大谷由香氏のコメントに対する回答

戸次 顕彰*

お忙しいところ拙稿に目を通していただき、コメントをくださったことに感謝申し上げます。いただいた批判は、今後の課題や筆者の説明不足の点を指摘していただいたものであり、厳粛に受け止めたい。しかし、いくつかの点において、コメンテーターが批判を展開する際の前提が、筆者の認識と異なっているようである。そこで、なるべく簡潔に筆者の見解を述べることによって「回答」としたい。

コメント（1）について

コメンテーターは、冒頭で「『行事鈔』は『四分律』の注釈書である」と定義し、故にあらゆる仏典を参照することは「当然の所作である」として、筆者の結論を「あまりに短絡的」であり「もう一步すすんだ考察」が必要であると言う。しかし、筆者は拙稿の中で『行事鈔』が『四分律』の注釈であるとは述べていないし、いわゆる「注釈」としてではなく、むしろ「鈔」と名付けられた意義に注目している。このコメントでは、随所に「注釈」という言葉が使われており、また「注疏」という言葉を使って、筆者の意図を「他の注疏とは異なる特殊性を見いだしたかっただろうと推測する」と述べるが、推測などしなくても『行事鈔』は「注疏」ではない。注や疏を目的として編纂されたものではないからこそ、『四分律』を書名に冠しつつも他の仏典を多く引用する意義が、筆者にとっては重要だったのである。

その『行事鈔』の特性については、本稿の注や文献一覧の中で示した旧

*大谷大学文学部講師。

拙稿 [2014a] [2014b] 等において取り上げてきたつもりであった。文字通りの拙い論文なので、それですべてが解決したとは思っていないが、本稿では紙幅の関係もあり、その内容を十分に書かず、注記するにとどめた次第である。また、『行事鈔』の文献的性格に関する説明は、本稿第3節の第2段落などで部分的に言及したが、説明が不十分であったことは反省している。

しかし、意見が異なれば、より建設的な議論をしたいところである。この論集では「コメントに対する回答」という枠があるのだから、まずは質問などによって筆者の見解を確認するなどしてほしかった。筆者とは異なる定義・前提によってやや一方的に論評されてしまった感がある。以下に注釈書なのかどうかということについての筆者の考えを示したい。

中国で成立した律関係の文献にはさまざまなものがあり、例えば「戒本」や「羯磨」と呼ばれるものがある。これらは、いわゆる「広律」に基づいて編集されたものである。そして、それに対する注・疏がある。道宣の『四分律含注戒本疏』や『四分律羯磨疏』は、『戒本』『羯磨』に対する「注」や「疏」と言えるであろう。また、コメンテーターがわざわざコメント(3)の中で名前を出している相部宗法礪には『四分律疏』というものがあり、筆者はこれこそが『四分律』の注釈書であると認識している。そして、こうした「注」や「疏」とは別に『行事鈔』のような「鈔」(あるいは「抄」)形式の戒律文献がある。現在の筆者の研究上の関心は、この「鈔」にある。したがって、同じ『四分律』に関係した文献群の中でも、「注」「疏」と『行事鈔』とは、共通した内容や似ている側面があるにせよ、著作としての性格が異なっていることに注意したいと考えている。

コメンテーターの用いる「注釈」「注釈書」という言葉は、こうした種々の律文献中の何を指しているのか筆者は理解できていない。概説書や辞書的な説明の中で、これら全体を「注釈書」と呼ぶ場合があるのかもしれないが、未熟ながら筆者は『行事鈔』の文献的性格を追究している途上にあるので、「『行事鈔』は『四分律』の注釈書である」という大雑把な定義を

前提に考察していない。

あるいはコメンテーターは、『行事鈔』を精緻に読解されて、「『行事鈔』は『四分律』の注釈書である」という何らかの根拠をもっておられるのかもしれない。たしかに『行事鈔』には「随戒积相篇」という篇があり、戒相（いわゆる波羅提木叉）を「积す」箇所もある。他にも、ある言葉に注記・解釈することもある。しかしそれは一側面であり、全体の特色ではないと筆者は考えている。

簡潔に言えば、仏典の要文を抜粋してテーマごとに引用・提示することが「鈔」と題される『行事鈔』の基本的な性格である。したがってコメント（1）の初めのほうにある「仏典Aを注釈するにあたって…文言の意味を…読み解いていく」という営みは、『行事鈔』の中にあるにはあるが、それを主目的としたものではないと筆者は認識している。「鈔」の目的は、読み解くというよりも、読み解いた先にある行動規範を示すことにある。こうしたことを前提としたうえで、『四分律』以外の仏典引用の特徴を調べていくことは重要な意味をもっていると考えている。もちろんこうした筆者の認識に問題があるのであれば、その批判は真摯に受け止め、より建設的な議論をしなければならないと思うが、「あまりに短絡的」であると決めつけられては、有益な議論をすることが難しい。

コメント（2）について

コメント（2）でいただいた指摘については、真摯に受け止めた。『四分律』以外の律典の記述を採用するときの基準』について、道宣は『行事鈔』の序において大綱をある程度示しているのであるが、その読解は困難であり、また後代の『行事鈔』注釈書においても解釈が異なっている場合がある。そこで本稿ではいくつかの事例を提示して検討するという手段をとった。どのような事態のとき他の仏典を用いるのかという問題について、これまで十分に研究されていなかったので、本稿ではいくつかの例から特徴の一端を示すことを目的とした。「バラバラで一貫性がない」とのご指

摘であるが、おそらくこれは道宣の律学をいかに評価するのかという問題であり、すぐには解決できないので今後の課題としていきたい。

コメント（3）について

いろいろなことが述べられているので、いくつかの反論と、コメントを踏まえた今後の展望について回答したい。

「本来であれば」から開始される第2段落のコメントは、義浄の本来論を前提として、筆者の考察に批判もしくは疑問を呈しているようである。「自らの所属する部派」の律蔵に則るべきであっても、道宣が自らを曇無徳部に所属する比丘だと自覚していたとは筆者は認識していない。また、紙幅の関係で詳細な説明ができないが、『四分律』のみに準じることは理想であっても、それができないことを道宣は認識していたということが前提としてまずある。したがって「曇無徳部が伝持したという『四分律』に準じた生活を送ろうとするならば」という前提から開始される批判は、妥当ではないと思われる。

また、こうした一連の批判文の中には、「大乘の視点」というコメントーターの表現が二ヶ所見られる。道宣が大乘の視点によって「釈尊の説時に注目し」「処分を変更する」ということであるが、筆者はそれが道宣の「大乘の視点」だとは述べていない。この問題に限定して言えば、筆者の見解は、本文中（2-3）に記したように「小乗より大乘を選択したとか、『四分律』を大乘的に解釈したとか、そういう次元とは異なる基準」ということである。筆者とは異なる見解や表現を用いて筆者の考察を取り上げられても議論しがたい。なお、この問題について「大乘」云々という理解が先行研究の中にあることは注27で示しているが、そこでも先行研究とは異なる筆者の考えを述べている。ここには先行研究と筆者との見解の違いがあるので、今となってはもう少し詳細に説明すべきであったと反省している。筆者を批判したいのであれば、「大乘の視点」であることを否定した筆者の見解こそ、重要な論点となったであろう。

そしてこうした批判コメントに続いて、「すでに律蔵の注釈の範囲を超えているとみるべきであろう」と述べている。もとより筆者は律蔵の注釈であるとは言っていないし、旧拙稿以来、いわゆる「注釈」ではないことに注目して議論してきたつもりである。ここで「注釈の範囲を超えている」ことに気づかれたのであれば、筆者としては幸いである。ただし、「超えている」のではなく、「注」や「疏」にも、また「鈔」にも、それぞれ異なった目的と役割があったと見るべきである。

最後に第3段落・第4段落を拝読し、この度いただいたご指摘の多くが、おそらく今回の筆者の考察のその先にある問題について、何らかの見解を示せとの意図によるものであったと推察する。つまり、筆者の考察は、『行事鈔』の各箇所に記載されている内容から、その特徴を見出そうとする試みであったのに対して、コメンテーターは「それがなぜなのか」との問題提起だったのかもしれない。北朝で『四分律』を中心とする律学が興り、道宣へと至るその学的伝統の実態を解明したいとも思うし、その中でなぜ『四分律』だったのかという大きな課題もある。そうした中で、コメンテーターが提言する「『行事鈔』の意義」「律蔵のハイブリッドを作成する意義」、あるいは部派仏教に対する道宣の認識というものを明確にせよということかと推察する。たしかにこうした問題への言及は不十分であったが、残念ながら筆者の『行事鈔』研究はまだその段階ではない。こうした問題について、『続高僧伝』も含めた道宣の著作群から、道宣の証言に基づきつつある程度の推定を示すことは不可能ではないだろう。しかし、根拠の収集とその読解には多くの困難があり、もう少し時間がかかるので、これからも継続的に研究していきたいと思っている。コメント末尾の「踏み込んだ考究が待たれる」とのお言葉も、遅々として進まぬ研究への叱咤激励であると受け止めたい。